# 偽装請負訴訟判決で

### 解雇無効命令

間2カ月」「更新あり」「時給1350円」等の条件で松 間満了を理由に職を失った。期間工だった間、男性社員 雇用の関係があったと結論づけているところである。 要 請負会社社員として 勤務した2004年1月以降、直接 のうちに雇用契約が成立していた」として、男性社員が 係などから松下PDPとの契約しかなく、両者間に暗黙 き始めた当初から直接雇用の関係にあったと結論づけた。 れる」と認定した。この結果、男性社員はこの工場で働 として、双方の間には「黙示の労働契約の成立が認めら 下側に労働力を提供し、松下側と使用従属関係にあった 成立すると指摘。男性社員の場合、04年1月以降、「期 そのうえで、労働契約は当事者間の「黙示の合意」でも 職業安定法や労働基準法に違反して無効だと判断した。 どと認定。男性社員を雇っていた請負会社と松下側が結 について「松下側の従業員の指揮命令を受けていた」な は他の社員と接触できない単純作業に従事させられた。 期間工として直接雇用されたものの、06年1月末、 働局に偽装請負を内部告発した。同8月、松下PDPに 命令のもとで働いており、実態は直接雇用だ」と大阪労 たが、翌05年5月、「実際は松下PDPの従業員の指揮 Pの茨木工場で「請負会社の社員」という形で働いてい 料や未払い給与の支払いを命じたとの報道がありました。 裁は4/25、直接雇用の成立を認め、90万円の慰謝 後に雇い止めされたのは違法として、職場復帰や600 んだ業務委託契約は「脱法的な労働者供給契約」であり、 万円の慰謝料などを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高 して働いていた男性社員が『偽装請負』を内部告発した この判決でのポイントは、「使用・従属や労務提供の関 判決ではまず、請負会社の社員だったときの労働実態 判決によると、男性社員は04年1月から、松下PD 松下電器産業の子会社である松下PDPで請負社員と 期

る。管理を行っている者が直接の雇い主であるとの判断であるに違法な契約(偽装請負)は無効であり、作業進捗するに違法な契約(偽装請負)は無効であり、作業進捗

## ●請負契約とは

違ってきます。 り外形上は似ている点もありますが、法的要件、効果は労務供給契約の形態として、請負契約と雇用契約があ

#### (請負)

る。 **酬を支払う**ことを約することによって、その効力を生ずめことを約し、相手方がその**仕事の結果に対してその報**第632条 請負は、当事者の一方がある**仕事を完成**す

#### (雇用)

る。 動を与えることを約することによって、その効力を生ず 動に従事することを約し、相手方がこれに対してその報 第623条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労

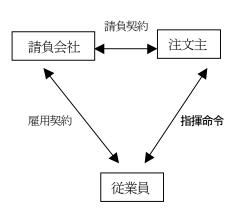
ます。研究会報告」より以下のような9つの基準が示されてい研究会報告」より以下のような9つの基準が示されてい請負契約の要素を強める判断基準として、「労働基準法

①仕事の依頼や業務従事の指示を断ることができる。<br/>
②仕事を進める上で、具体的な内容や方法の指示はない。<br/>
③推捗状況の報告義務や勤務時間の管理はない。<br/>
⑤会社は機械、器具の負担はしていない。<br/>
⑥会社は機械、器具の負担はしていない。<br/>
⑥会社は機械、器具の負担はしていない。<br/>
⑧ 報酬に生活給的な要素はない。<br/>
⑧ 報酬に生活給的な要素はない。

### ●留意点

今回の判決のケースでは、左記のような関係が成立し今回の判決のケースでは、左記のような関係が成立した。 今一度、請負契約の法的要件を満たしているか否かチェ 会社が結んだ請負契約は無効と判断されました。さらに 会社が結んだ請負契約は無効と判断されました。さらに 活論づけています。かなり踏み込んだ判決であり、上告 にったと 活論づけています。かなり踏み込んだ判決であり、上告 を一度、請負契約の法的要件を満たしているか否かチェ でしていました。さらに 会社が結んだ請負契約の法のと認定され、注文主と請負 との間に指揮命令関係があると認定され、注文主と請負 との間の判決のケースでは、左記のような関係が成立し

#### 偽装請負の構図 】



URL http://www.6064.jp 社会保険労務士 赤井孝文